

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 1】

	① ←(選択肢番号)
[意見区分番号]	<選択肢> ①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項 ②買取対象となるための設備の認定に関する事項 ③買取契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項 ④賦課金の減免に関する事項 ⑤賦課金の納付や買取費用の交付に関する事項 ⑥その他既存設備等に関する事項
[意見]	
<p>・該当箇所 P1 28行目(*3)、P29の表のバイオマスの種類</p> <p>・意見内容 「再生可能エネルギー特別措置法」の施行にあたり、食品廃棄物由来のBDFによる発電を位置づけ対象に加えることが必要です。P1 (1)の(*3)で廃棄物由来のバイオマスの種類が例示されていますが、食品廃棄物の中に「BDF」を含めることが必要です。また、P29のバイオマスの種類で、大きくは「ガス化」と「固形燃料燃焼」に分かれていますが、ここに「液体燃料燃焼」としてBDFを含めることが必要です。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 食品廃棄物由来のBDFは、現在ディーゼルトラックや農耕機等の燃料等に使用されており、全国の生協では806台(2012年3月現在)の宅配用トラックにBDF100%(B100)を使用しています。</p> <p>食品廃棄物由来のBDFは、食品廃棄物の削減と同時に、化石燃料の使用減によるCO2削減という環境貢献を果たしており、今後、家庭や食品関連事業者からの廃食用油の回収の一層の促進と、新たな用途拡大が望まれます。新たな用途としてBDFによる発電が検討されていますが、今回の「再生可能エネルギー特別措置法」の施行に向けた論点の中では、食品廃棄物由来のBDFによる発電について読み取ることができません。そこで、「再生可能エネルギー特別措置法」の施行にあたり、食品廃棄物由来のBDFによる発電を位置づけ対象に加えることが必要です。</p>	